

地方独立行政法人大阪市博物館機構に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市博物館機構に係る中期目標を次のように定める。

地方独立行政法人大阪市博物館機構に係る中期目標

前文

本市は、1936年の大阪市立美術館の開設以来、現在まで80年以上にわたり、歴史から美術、自然及び科学に至るまで多様な博物館及び美術館（以下「博物館等」という。）として大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館及び大阪市立科学館（以下「各館」という。）を設置し、その充実を図ることで、一都市としては傑出した博物館等「群」を築き上げてきた。また、今後、大阪中之島美術館を整備し、博物館等群としての一層の魅力向上を目指している。

国宝から重要文化財及び各種の標本に至るまで、これまで蓄積した貴重な市民財産である本市の博物館等が所蔵する資料は、189万点に達する。また、展覧会等を通じた調査及び研究の成果の公開及び活用を市民とともに積極的に展開することで、広く国内外から年間240万人（2017年度）に上る来館者を迎えている。

本市の博物館等の運営に当たっては、これまで、本市の外郭団体へ管理を委託し、2006年度からは指定管理者制度を導入してきたが、経済情勢の変化、少子高齢社会の到来、多様な学習ニーズの高まり、大型開発の進展、外国人観光客の急増等、博物館等を取り巻く環境は大きく変化しており、より柔軟かつ迅速な対応が急務となっている。

こうした中、本市の博物館等が築き上げた実績及び博物館等を取り巻く環境の変化にも留意しつつ、外部有識者からの意見も踏まえ、本市の博物館等の今後のあるべき姿及び進むべき方向性を示した「大阪市ミュージアムビジョン」（以下「ミュージアムビジョン」という。）を2016年12月に本市は策定した。併せて、現状の分析及び課

題の抽出を通じて、ミュージアムビジョンの達成にふさわしい経営形態についても改めて検討を行い、2019年度より、現行の指定管理者による管理代行から地方独立行政法人による経営及び運営の一元化への転換を図ることとした。

本市の博物館等は、今後、ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」の実現を通じて、都市格の向上、大阪の活性化及び発展並びに市民力の向上に貢献することを目指す。併せて、多様な文化、歴史、人権及び環境に対する市民の意識及び関心を喚起し、博物館等におけるさまざまな活動への参画の機会の提供等を通じて、国際的な取組みである「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成及び国際博物館会議（1946年に創設され、世界141カ国（地域を含む。）から約3万7千人の博物館専門家が参加する国際的な非政府機関）の京都大会（ICOM KYOTO 2019）のテーマである「文化をつなぐミュージアム」（Museums as Cultural Hubs）を念頭に置いた活動が求められる。

本市は、この中期目標の期間中に達成を目指す事項を定めるとともに、必要に応じて中長期的発展を見据えて取り組む事項を定めた本中期目標を策定する。

第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

法人は、各館が個々の専門性、実績及び規模等に応じて活動することを通じて、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を目指す。

1 さまざまな魅力の創造、発展及び戦略的発信を通じて「大阪の知を拓く」

法人は、大阪の都市格の向上に寄与するよう、博物館等における歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料（以下「博物館等資料」という。）の蓄積と人々が学び、楽しみ、育んできた成果を更に発展させ戦略的に発信する。

(1) 活動の基盤をなす人材及び資料等の充実並びに施設及び設備の整備

各館の活動の成果の継承及び発展並びに大阪における文化資源の蓄積を図るため、人材及び博物館等資料の充実並びに各館の施設及び設備の整備に取り組む。

- ・博物館等資料の新たな収集
- ・防災及び防犯を含めた博物館等資料の適切な保管及び将来への継承
- ・常設展における展示替え及び自主企画による特別展等の充実による展示活動の活性化
- ・博物館等資料に関する情報及び資料の収集、整理及び提供

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・法人の活動の中核を担う専門的な人材の安定的確保及び育成
- ・博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究
- ・博物館等の運営に関する調査研究及び評価等
- ・博物館等資料の保全及び効果的な活用のための計画的な修復
- ・ICT等を活用した博物館等資料に関するさまざまな情報の有効利用及び博物館等資料のアーカイブ化（重要な資料等をひとまとめにしてデジタルデータ化すること等により、資料等を広く相互利用が可能な形式で保存することをいう。以下同じ。）による公開の推進
- ・博物館等の施設として必要な機能及び快適な利用環境の確保に向けた各館の施設の計画的な整備及び改修
- ・調査研究活動等の拡充を目指した外部資金の獲得
- ・バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した各館の施設の計画的な整備及び改修

(2) 幅広い活動及び連携を通じた博物館等の魅力の効果的な発信

博物館等の魅力を広く伝えるため、各館がさまざまな活動を展開するとともに、他の博物館等、学校、学会、調査研究機関その他の国内外の関係機関（以

下「他の博物館等関係機関」という。)と積極的に連携する。

- ・博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びにそれらの調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと
- ・多様な媒体及び手段を通じた調査研究その他の活動の成果の公開
- ・博物館等資料の貸出し及び他の博物館等関係機関の資料の借用
- ・各館の枠を超えた知識及び経験等の共有並びに展示及び広報等における戦略的連携

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・他の博物館等関係機関との相互支援及び協働を通じた相互の資源の保全及び効果的な活用
- ・各館の建物及びその附帯設備等を有効活用した幅広い事業の実施

(3) 戦略的広報の展開

時機及びニーズを捉えた戦略的な広報活動を展開することを通じて、大阪における文化資源の蓄積及び各館の活動の成果の素晴らしさを国内外に向けて効果的に発信する。

- ・広報の対象及び時機並びに媒体の特徴を捉えた迅速で柔軟な情報発信
- ・マスメディア等への積極的な情報発信

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・各館の枠を超えたマーケティングの実施及びその結果に基づく広報戦略の策定
- ・生涯学習に関する施設その他の博物館等に関連する施設及びその事業者との連携及び協働を通じた広報活動の展開
- ・各館の職員の専門的な知識及び技能を活かした効果的な広報活動の展開

2 幅広い利用者の獲得及び事業者等との連携強化を通じて「大阪を元気に」

法人は、各館が都市に立地するという特徴を活かし、国内外から幅広い利用者を獲得するとともに、各館の周辺エリアで活動するさまざまな事業者等との連携

を図ることにより、大阪の活性化及び発展に貢献する。

(1) ソフトの充実及び利用者の受入れ体制の整備

各館の立地の優位性を活かし、幅広い利用者を獲得するため、展覧会又は展示物に係るソフトの充実及び利用者の受入れ体制の整備を図る。

- ・マスメディア等と連携した特別展及び企画展の誘致
- ・多言語表記等による外国人の受入れ体制の充実

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・芸術文化に係る団体への成果発表の機会の提供及び当該団体の活動の奨励
- ・さまざまな事業者等と連携した観光客の獲得

(2) 周辺エリアで活動するさまざまな事業者等との連携

各館の周辺エリアの魅力向上のため、近隣の施設及び周辺エリアで活動するさまざまな事業者等と積極的に連携する。

- ・各館の近隣の施設及び周辺エリアで活動するさまざまな事業者等との連携による広報及び誘客

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・各館の近隣の施設及び周辺エリアで活動するさまざまな事業者等と協働して行うイベントの企画及び実施

(3) 民間企業等との協働等

地域経済及び産業の活性化のため、民間企業等との協働及び相互支援を推進する。

- ・各館の売店等における民間企業等と連携したサービスの充実

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・民間企業等との協働による各館の活動に関連する商品及び技術の開発
- ・博物館等資料及び関連情報を活用した民間企業等の活動の支援

3 人々の多様な学習ニーズに応えられる「学びと活動の拠点へ」

法人は、各館を人々が探究心を抱き、感受性及び創造性を育むことができ、多

様な学習ニーズに応えるものとするにより、市民力の向上に貢献する。

(1) こども及び教員等への支援

博物館等の活動に関連するこどものリテラシーの向上及び教員等のスキルの向上のため、各館の活動における支援メニューの充実に取り組む。

- ・こども向けワークシートの作成及びワークショップ等の実施
- ・教員等を対象とした研修及び教材の開発に係る支援の実施

(2) 幅広い利用者への支援

さまざまな人々の多様な学習ニーズに応えるため、支援メニューの充実に取り組む。

- ・学生その他の専門的な知識の習得を目指す者への支援の実施
- ・博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びにそれらの調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと（再掲）
- ・多様な媒体及び手段を通じた調査研究その他の活動の成果の公開（再掲）
- ・多言語表記等による外国人の受入れ体制の充実（再掲）

(3) 参画機会の提供

市民活動に寄与するため、各館の活動への幅広い参画の機会を提供する。

- ・ボランティア及びNPOの各館の活動への参画の促進
- ・各館の活動に関する利用者との対話の機会及び場の設定

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・さまざまな人々が自らの学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供及びその奨励

4 大阪中之島美術館の開館に向けて

法人は、大阪市北区中之島に建設予定の大阪中之島美術館について、2021年度中の開館に必要な準備業務を行う。

- ・コレクション展及び企画展の開催の準備
- ・新たな博物館等資料の収集

- ・博物館等資料の公開に向けた修復及びアーカイブ化
- ・開館に向けた機運の醸成
- ・大阪中之島美術館をともに運営するP F I事業者の選定

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

法人は、業務運営の改善及び効率化を図ることで、法人の事業の持続的かつ安定的な実施を目指す。

1 人材の活用と育成

職員の意欲及び能力を活かすため、必要な体制整備を図るとともに、職員の育成に取り組む。

- ・職員の能力が発揮できる組織体制の構築及び適切かつ柔軟な人員配置
- ・職員のスキルアップを図るための学習機会の確保

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・包摂的な社会にふさわしい人材の獲得
- ・法人の活動の中核を担う専門的な人材の安定的確保及び育成（再掲）

2 評価制度の活用

評価制度に基づく業務改善及び職員のモチベーションが向上するよう、適正な制度の構築及び運用を目指す。

- ・法人の中期計画及び年度計画における適正な目標設定及び自己評価
- ・能力に応じた人事評価の実施

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・法人の適正な目標設定及び評価の基礎となる運営に関する調査研究の実施
- ・インセンティブが適正に働く人事制度の導入

3 ICTの導入及び活用

業務の標準化及び迅速な処理のため、ICTの導入及びその活用を図る。

- ・財務、会計、勤怠、人事及び給与業務等におけるシステムの導入及び活用

4 民間活力の導入

利用者へのサービスの向上及び業務の効率化を図るため、民間活力を効果的に導入する。

- ・ 事業効果を見極めた外部委託の推進

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・ 専門的な知識又は技能を有する民間の人材の登用
- ・ 民間事業者等の外部からの意見を聴取する仕組みの導入

第4 財務内容の改善に関する事項

法人は、財務内容の改善を図り、持続可能な事業の実施に必要な資金を確保することで、安定的な経営を目指す。

1 収入の確保

持続可能な事業の実施に必要な資金を安定的に確保するため、各館の収入の増加に努めるとともに、外部からの資金獲得に努める。

- ・ 幅広い利用者の獲得及び法人資産の有効活用による収入の増加

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・ 各館の活動への理解と支援に基づく寄附金等の積極的な獲得

2 経費の縮減

安定的な経営のため、経費の縮減に努める。

- ・ 契約の方法、期間及び単価の見直しによる経費の縮減
- ・ 共同調達による経費の縮減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の強化

法人は、業務を恒常的に維持し発展させることのできる組織を確立するため、リスクを回避できる仕組みを構築し、機能させることで、内部統制の強化に努め

る。

(1) 環境整備

内部統制の確立のために必要な規程の策定等を行うとともに、内部統制に対する理解を深めるための環境を整備する。

- ・ 法人として内部統制に必要な規程及び体制の整備並びに法人内での周知徹底
- ・ 研究者及び学芸員として必要な規程及び体制の整備並びに法人内での周知徹底
- ・ 各職階及び各職域に応じた必要な権限の付与及び責任の明確化
- ・ 法人の各機関への適切な権限の配分及び各機関における適切な意思形成の確保
- ・ 情報共有に必要なイントラネットをはじめとするICTの活用の促進
- ・ 内部監査等による定期的な内部点検及び監事による監査の確実な実施

(2) 重要なリスク回避のための体制の構築

重要なリスクを回避するため、早期の発見及び対処が可能な体制を構築する。

- ・ リスク管理体制の整備及び組織全体で取り組むべき重要なリスクの評価
- ・ ネットワークセキュリティの強化

2 利用者等の安全確保

さまざまな人々が快適に利用できるようにするため、各館の施設における安全を確保する。

- ・ 利用者及び職員等の安全確保に必要な体制の整備及び各館で業務に従事する関係者への安全意識の周知徹底

(中長期的発展を見据えて取り組む事項)

- ・ 博物館等の施設として必要な機能及び快適な利用環境の確保に向けた各館の施設の計画的な整備及び改修（再掲）
- ・ バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した各館の施設の計画的な整

備及び改修（再掲）

3 環境保全の取組み

環境への負荷を低減するとともに、社会の要請に応えるため、環境に配慮した取組みを進める。

- ・省エネ機器の使用の推奨及び適正な空調温度の設定
- ・再生紙その他の資源の有効利用の促進

（中長期的発展を見据えて取り組む事項）

- ・環境に配慮した取組みの指標化及びその公開
- ・新たな省エネルギーの実現に向けた取組みの推進

4 情報公開の推進

運営状況の透明性を確保し、広く法人の活動への理解及び信頼を得るため、情報公開を推進する。

- ・ホームページ等を通じた情報の積極的な公開
- ・情報公開請求に対する迅速な対応

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。